

1. 議事日程（第23日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第 4号 上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 5号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 6号 上天草市における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例に制定について
- (4) 議案第 9号 上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第36号 上天草市過疎地域持続的発展計画の変更について
- (6) 議案第37号 上天草市第3次総合計画の策定について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 議案第 7号 上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第38号 指定管理者の指定について
- (3) 議案第41号 市道全路線の廃止について
- (4) 議案第42号 市道全路線の認定について

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第 8号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (2) 議案第10号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第11号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第12号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- (5) 議案第13号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第14号 上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第15号 上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第16号 上天草市文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第18号 令和5年度上天草市一般会計補正予算(第14号)
- (2) 議案第19号 令和5年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)
- (3) 議案第20号 令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算(第5号)
- (4) 議案第21号 令和5年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- (5) 議案第22号 令和5年度上天草市斎場特別会計補正予算(第3号)
- (6) 議案第23号 令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第4号)
- (7) 議案第24号 令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- (8) 議案第25号 令和6年度上天草市一般会計予算
- (9) 議案第26号 令和6年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- (10) 議案第27号 令和6年度上天草市診療所特別会計予算
- (11) 議案第28号 令和6年度上天草市介護保険特別会計予算
- (12) 議案第29号 令和6年度上天草市斎場特別会計予算
- (13) 議案第30号 令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- (14) 議案第31号 令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- (15) 議案第32号 令和6年度上天草市電気事業特別会計予算
- (16) 議案第33号 令和6年度上天草市水道事業会計予算
- (17) 議案第34号 令和6年度上天草市下水道事業会計予算

(18) 議案第35号 令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算

- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について【損害賠償額の決定について】  
日程第 6 議会制度調査特別委員長報告  
日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 桑原 千知  
1 番 北垣 洋                      2 番 井手口隆光                      3 番 木下 文宣  
4 番 何川 誠                      5 番 塩田 真一                      6 番 嶋元 秀司  
7 番 田中 辰夫                      8 番 何川 雅彦                      9 番 宮下 昌子  
10 番 西本 輝幸                      11 番 高橋 健                      12 番 小西 涼司  
15 番 田中 万里

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	坂田 結二
企 画 政 策 部 長	坂本 公生	市 民 生 活 部 長	水野 博之
経 済 振 興 部 長	山本 一洋	建 設 部 長	岩永 裕一
健 康 福 祉 部 長	濱崎 裕慈	教 育 部 長	赤瀬 耕作
水 道 局 長	桑原 成明	上天草総合病院事務部長	須崎 朝幸
総 務 課 長	海崎 竜也	財 政 課 長	中田 光治
会 計 管 理 者	山口 千重		

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山川 康興	局 長 補 佐	山崎 大勝
主 幹	四丸 雄介	主 事	松原ちひろ

---

開議 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

本会議の開催に先立ちまして、議会運営委員会を開催し、追加議案等について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案等は、報告第2号、専決処分報告について及び議会制度調査特別委員長報告の2件です。

まず、報告第2号につきましては、法令に基づく報告ですので、本日、本会議に上程後、執行部からの報告となります。次に、議会制度調査特別委員長報告は、委員長から、調査研究に関する報告の後、質疑となることに決定しました。

以上、皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） それでは、お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

---

#### 日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第4号、上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について、ほか5件を議題といたします。総務常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、3月7日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第4号、上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第6号、上天草市における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、上天草市過疎地域持続的発展計画の変更について及び議案第37号、上天草市第3次総合計画の策定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも併せて御報告いたします。

また、市議会基本条例第6条の規定に基づき、令和6年2月8日に、災害発生時の体制及び対応についてと題し、天草広域連合北消防署員と議会報告会を行いました。

まず初めに、本市の災害発生時の防災体制の説明を行い、その後、消防署の現状や課題等について意見交換を行いました。意見交換の中では、北消防署が立地している場所は埋立て地であり、耐震補強をしているが、大規模な地震が発生した場合、液状化現象が発生する恐れがある。また、停電時対応の発電機が設置されているものの、消防無線、非常灯を補う程度の発電能力であり、非常用発電としては、十分に機能するか課題である。

さらに、消防署の防災備蓄については、数量的に署員分を補うのも厳しい状況であるため、備蓄の必要性について改めて協議したいなどの意見が挙げられ、大規模災害が発生した際、迅速に対応できるよう、関係機関との連携をしっかりと行っていくことを改めて確認しました。

このような意見交換を経て、本委員会として、今後も、現状把握に努めながら調査を重ね、政策提言につなげていく必要があると感じました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

9番、宮下昌子君。

**○9番（宮下 昌子君）** 今、委員長の報告を聞いていて、6件ですかね、7件かな。議案に対して、全員異議なくということですけど、何も議論、質疑といいますが、中身が全然何も議論されなかったようにしか聞こえないんですね。この報告では。それで、何も全然なかったのかどうか、ちょっとお尋ねします。

**○議長（桑原 千知君）** 委員長。

**○総務常任委員長（田中 辰夫君）** 委員会の中では、質問等ございませんでしたので、そういうことではございません。

**○議長（桑原 千知君）** いいですか。

**○9番（宮下 昌子君）** はい。

○議長（桑原 千知君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） これで、質疑を終わります。

これから総務常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第4号、上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第5号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第6号、上天草市における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第9号、上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第36号、上天草市過疎地持続的発展計画の変更についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決

定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第37号、上天草市第3次総合計画の策定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 経済建設常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第7号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件を議題といたします。

経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 経済建設常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、3月12日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第7号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、工作物設置を目的とする占用を3年から10年に改めることで、どのような効果が期待できるか。また、その工作物とは具体的にどういったものかと質疑があり、これに対し、執行部から、占用を3年から10年にすることで、申請者や事務担当者とも事務手続の負担が軽減され、海業関連事業等で民間活力の導入を行う場合等には、事業計画が10年間で算定でき、参入しやすくなるといったメリットもある。また、工作物の例としては、漁協が設置している荷さばき所、給油、製氷施設や、電力会社の電柱、携帯電話会社の電波塔、水産加工施設等があると答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第7号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号、指定管理者の指定についてでございますが、委員会開会後に、上天草市前島観光拠点施設ミオ・カミーノ天草の現地踏査を行い、執行部から、本施設の概要や指定管理者の業務内容、指定管理料の算定根拠について説明がありました。説明後、委員から、指定管理料がこれまでの0円から、次の令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間、

4,833万円となっているが、そこに至った理由はと質疑があり、これに対し、執行部から、令和元年10月にオープンした同施設は、当初計画では、2年間は赤字となるが、3年目以降、客単価を1,200円で積算し、年間入館者数30万人となった場合、将来的に黒字となることを想定して、委託料は支払わないこととしていた。しかしながら、これまでの運営状況や観光入込客数の今後の見通しを踏まえた上で、当初想定していなかった運営リスクが発生していることや、現在、指定管理者による管理のほかに、市が直接負担し管理を行っている部分、年間約400万円程度があり、非効率な状態であること。また、観光おもてなし課が管理する他の収益施設の指定管理費の考え方との統一性を図る観点から、次期指定管理者募集の際は、指定管理料を支払う必要があると判断したと答弁がありました。

また、委員から、令和6年10月以降、これまでの直営から新たに指定管理者へ委託する業務はと質疑があり、執行部から、屋外業務における芝生広場やトイレの維持管理、周辺の植栽の剪定等、また、館内業務におけるAEDのリース料や屋内外の浄化槽の管理、換気施設の保守点検、害虫防除、ネットワーク機器の保守、そして、ボルダリングウォールメンテナンス等を委託し、非効率的な状態を是正したいと考えていると答弁がありました。

また、委員から、新しく指定管理業務に入る第2駐車場については、周りの事業者から使用料を徴収していたと思うが、今後の運用はと質疑があり、これに対し、執行部から、これまでと同様に運用することとしていると答弁がありました。

また、委員から、今回、指定管理者の応募は何社あったのかと質疑があり、これに対し、執行部から、同施設の現指定管理者である九州産交グループシークルーズ共同企業体カッセジャパンの1社。なお、募集に当たっては、令和5年12月11日に募集要項の公表を行い、募集期間を令和5年12月11日から令和6年1月17日まで実施した。審査は、書類選考及びプレゼンテーションにより行い、選定結果を本年1月末に通知しているとの答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第38号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号、市道全路線の廃止について及び議案第42号、市道全路線の認定についてでございますが、委員から、道路台帳をデジタル化することでこれまでと変わる点は、また、デジタル化することで生まれるメリットはと質疑があり、これに対し、執行部から、現在の道路台帳については、主に透明フィルムに図面化した台帳図と、路線の延長や幅員、舗装の状態をコンピューターに入力し集計した台帳調書、地図上に、路線ごとの起点から終点を線で描画した路線網図で構成されており、職員が手作りするなど、アナログな管理となっていた。

今回、モービルマッチングシステムを利用した路線の測量、既存の台帳と今回測量したデータの整合性をとったデジタルデータの作成、路線の起終点の見直しや枝線の見直し、他の路線と重複区間の解消、旧市町村をまたぐ路線の集約等を行う路線の再編成を行うこととした。見直しの結果、路線数が1,250路線から1,356路線になり、路線延長は47万2,192.3メートルから45万7,053.6メートルとなる。

デジタル化後のメリットとしては、クラウド上のデータを通じて台帳図をパソコンで閲覧でき、他の路線との位置関係等確認が容易になる点や、台帳調書の地図データと数値データが連動して一元化されるため、入力ミスがなくなる点。また、道路網図については、データとしてパソコンで確認できるようになる点が挙げられる。

なお、デジタル化による新機能として、G o o g l eのストリートビューのような立面画像が確認でき、図面上で距離等の計測も可能となる。また、舗装のひび割れや平坦性等の損傷データもA Iで解析でき、現地測量しなくても図面の作成が可能となる機能も備え、さらには、市民の方がスマートフォン等で通報できる機能を設けているため、現地に向かう前に、緊急度や対応案を検討しやすくなる点など、市民サービスの向上及び業務効率化につながるものと考えていると答弁がありました。

また、委員から、市民の方への周知はと質疑があり、執行部から、4月の広報紙の中でもお知らせしていくということで、今準備を進めているところと答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第41号及び議案第42号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

また、去る2月5日に、海運事業者を対象として、海運業の振興についてをテーマとして議会報告会を実施しましたことを御報告させていただきます。

なお、本委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることに決定いたしましたことも併せて御報告いたします。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** これで、質疑を終わります。

これから経済建設常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

**○議長（桑原 千知君）** 議案第7号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

**○議長（桑原 千知君）** 議案第38号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（桑原 千知君）** 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

**○議長（桑原 千知君）** 議案第41号、市道全路線の廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（桑原 千知君）** 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

**○議長（桑原 千知君）** 議案第42号、市道全路線の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（桑原 千知君）** 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 文教厚生常任委員長報告

**○議長（桑原 千知君）** 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第8号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか9件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長（小西 涼司君）** 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、去る3月6日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第8号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、今回の条例改正により、具体的に変更となる点はと質疑がありました。これに対し、執行部から、主な変更点は、事業者において、特定教育・保育施設の選択に資する重要事項をインターネット等を活用して公衆の閲覧に供することとなった点であると答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、今回の主な改正点は、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率及び区分を定めると認識しているが、今回、区分を9段階から13段階へ変更した理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、国の動向により、所得段階を9段階から13段階に設定するもので、高所得者の標準乗率の引上げと低所得者の標準乗率の引下げを行うことで、低所得者の保険料の軽減を図ることとしていると答弁がありました。

また、委員から、保険料の基準額を5,900円と設定されているが、他自治体と比較してどうなのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、2023年の全国平均が6,014円となっていることから、全国的に見ても、本市は低額に設定されていると答弁がありました。

また、委員から、段階別の予定人員及び軽減される階層はと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和5年4月現在の1号被保険者数に当てはめた場合、第1段階が2,006人、第2段階が1,616人、第3段階が986人、第4段階が1,077人、第5段階が1,759人、第6段階が1,595人、第7段階が894人、第8段階が355人、第9段階が115人、第10段階が70人、第11段階が65人、第12段階が29人、第13段階が107人で、軽減される階層は、第1段階から第9段階で、第10段階から第13段階は増額となると答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第13号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、今回の条例改正は、ケアマネージャーが受け持つ指定介護予防支援の提供に当たる取扱件数の変更であるが、事業所の負担増にはつながらないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、あくまでケアマネージャーが受け持つ

ことのできるサービス提供者の取扱件数の変更であることから、事業者の負担増にはならないと答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、上天草市文化財保護委員開設設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、委員の数を14名から8名へ変更し、委員の条件である学識経験者を知識経験者へ変更であるが、具体的にどのような人選を考えているのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、旧町ごとに2名程度を想定し、文化財保護についての知識や経験がある者への委嘱を想定していると答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号、工事請負契約の変更についてでございますが、委員から、今回、4か月工期を延長される理由についてと質疑がありました。これに対し、執行部から、工事の発注が遅れたことに併せキュービクルの設置に計画以上の時間を要したためと答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号、工事請負契約の変更についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、文教厚生常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

また、去る2月15日に、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の職員を対象とし、介護施設が抱える課題や問題点についてをテーマとして、議会報告会を実施しましたことを御報告させていただきます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも併せて御報告いたします。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（桑原 千知君）** これで質疑を終わります。

これから文教厚生常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第8号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の制定に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(桑原 千知君) 議案第10号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(桑原 千知君) 議案第11号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(桑原 千知君) 議案第12号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(桑原 千知君) 議案第13号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第14号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第15号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第16号、上天草市文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第39号、工事請負契約の変更についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第40号、工事請負契約の変更についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 4 予算決算常任委員長報告

##### ○議長（桑原 千知君） 日程第4、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第18号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第14号）ほか17件を議題といたします。予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

##### ○予算決算常任委員長（木下 文宣君） 予算決算常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第18号から議案第35号の18議案について、去る3月14日に予算決算常任委員会を開き、各分科会会長報告を受け、その内容について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議案第18号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第14号）でございますが、委員から、貝場地区排水ポンプ改修工事設計業務委託料96万3,000円の減額について、減額をした理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、当初の計画では、市道の下に暗渠を設置し、そこにホースを通し排水する予定だったため、設計業務委託費を予算計上していたが、区長との協議の中で、工事は行わず、既存の排水管を活用し、コンプレッサーによる水中ポンプでの排水方法となり、業者からの見積書で対応可能と判断し、設計が不要となったため減額するものと答弁がありました。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の減額補正について、委員から、1,300万円の減額の理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、住民税均等割非課税世帯の対象者4,167世帯に対し、99.5%に当たる4,146世帯への給付を実施したことによる減額であると答弁がありました。また、委員から、ほとんどの世帯に対し、給付した割には減額が大きいが、試算が大きかったのかと質疑があり、執行部から、家計急変等を考慮し、4,500世帯分を予算化したが、申請件数が想定より少なかったことが要因であると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案につきましては、委員会として可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）についてですが、委員から、高額療養費の1,700万円増額の要因はと質疑がありました。これに対し、執行部から、直近過去3か年の実績に基づいて当初予算を計上しているが、過去3か年においては、コロナ禍であったことによる受診控えによる反動が要因と考えたと答弁がありました。

このような審査を経まして、本案につきましては、委員会として可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第5号）、議案第21

号、令和5年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第22号、令和5年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）、議案第23号、令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第4号）及び議案第24号、令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、慎重に審査いたしました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号、令和6年度上天草市一般会計予算ですが、総務部所管について、委員から、消防団員報酬及び消防団員出動報酬について、直近5年間の消防団員の推移は。また、条例で定められた定数に対する充足率とは質疑がありました。これに対し、執行部から、令和元年度が993人、令和2年度及び3年度が990人、令和4年度が970人、令和5年度が953人となっており、令和元年度と令和5年度を比較すると、41人減少している。条例上の定数は1,050人であることから、充足率は90.8%となっていると答弁がありました。

また、委員から、消防団員確保に係る課題とは質疑があり、執行部から、新規加入候補者の若い世代が少ないことに加え、加入を呼びかけても、承諾を得られない状況が課題であると答弁がありました。

また、委員から、年報酬等を個人口座へ振り込むことが消防団員確保の有効策となりうるのではと考えるが、それに対する対応状況とは質疑があり、執行部から、個人口座への振り込みについては、既に消防団の幹部会議の中です了承いただいているところであり、令和7年4月開始を目指して取り組むこととしていると答弁がありました。

次に、企画政策部所管についてですが、委員から、上天草高等学校魅力向上支援補助金109万2,000円について、これまでの事業効果をどう捉えているかと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和5年度の入学者数が41名であったのに対し、令和6年度は、前期選抜で52名、後期選抜の出願者が5名と増加している。このことは、魅力向上補助金でなく、市民や民間事業者の協力など総合的な取組によって効果があらわれたものと捉えていると答弁がありました。

次に、委員から、地域おこし協力隊案件組成募集業務委託料199万7,000円及び地域プロジェクトマネージャー報酬360万円について、新たに地域プロジェクトマネージャーを雇用し、そのマネージャーが地域おこし協力隊案件組成募集業務を実施するという仕組みなのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、地域プロジェクトマネージャーには、地域の課題解決を目指し、地域おこし協力隊の業務マネジメントや協力体制の見直し等を担っていただく予定。地域おこし協力隊案件組成募集業務については、近年、全国的に協力隊の募集数が増加し、全国の自治体が競争相手になっている現状を鑑み、隊員の募集に際して、各課からのヒアリングを通じた募集内容の検討や取りまとめ、また、募集時における多分野求人媒体の活用等の検討を行うといった事業内容としており、プロポーザルにより業者を選定することとしている。そのため、当該業務には、地域プロジェクトマネージャーにも携わっていただくが、マネージャーになられた方が業務を委託するというのではないと答弁がありました。また、委員から、予算科目が報酬となっているが、地域プロジェクトマネージャーは常勤となるのかと質疑があり、執行部から、会

計年度任用職員として雇用することとしていると答弁がありました。

次に、委員から、乗合バス等運行費補助金 9,528 万 4,000 円について、補助額が以前より減額しているが、その理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和 5 年 10 月から、上島の路線バスを乗り合いタクシーに移行させたことに伴う減額であり、それにより路線バスの補助金は減額しているが、乗り合いタクシーの補助金については、1,000 万円程度増額していると答弁がありました。

次に、委員から、貝場地区排水ポンプ場改修工事 766 万 1,000 円について、既存のポンプと新たに設置するポンプの排水能力は。また、何基設置する予定かと質疑がありました。これに対し、執行部から、既存のポンプは、毎分 20 トンの排水能力で、新たに設置予定の水中ポンプは、毎分 4 トンの排水能力の 1 基を計画している。設置基数、ポンプの排水能力については、地区との協議の上で決定していると答弁がありました。

また、委員から、既存のものと比較すると、排水能力が 5 分の 1 であるが、梅雨時等の雨量が多い際は、臨時的に追加でポンプを設置するといった対応はとれるのかと質疑があり、執行部から、大雨により、畑や民家等へ浸水の恐れがある場合は、臨時的にポンプを設置する方向で検討していると答弁がありました。

次に、市民生活部所管についてですが、委員から、ごみ処理事務事業について、ごみの減量化に向けた新たな取組があるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、これまで一般家庭でのごみの減量化を推進していたが、令和 6 年度からは、一般家庭のみならず、事業所も含めたところで、水切りや分別の徹底が浸透するような取組を実施する予定であると答弁がありました。

次に、委員から、証明書等コンビニ交付サービス事業について、コンビニでの証明書交付件数が増加しているようだが、窓口の混雑は緩和されているのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和 5 年度において、証明書を発行した全体の約 2 割がコンビニでの取得となっており、窓口の混雑緩和及びマイナンバーカードの普及に効果が出ているものと思われる。また、令和 6 年度においては、各庁舎にコンビニ交付サービスが利用できる行政キオスク端末の導入を予定しており、マイナンバーカードがあれば、窓口での手続不要で気軽に証明書等の発行ができることから、さらなる効果が期待できると答弁がありました。

次に、経済振興部所管についてですが、商工振興対策事業の上天草市面的 D X 基盤構築観光周遊システム構築業務委託 2,770 万 9,000 円について、委員から、デジタル決済機能を持つアプリココシル上天草の令和 5 年度の実績と、ココシルを活用した令和 6 年度版の運用はと質疑があり、これに対し、執行部から、令和 5 年度の実績としては、食事券を購入された方は 790 名で、利用総額は 1,386 万 7,000 円。令和 5 年度版ココシルは、対象を飲食店に限り利用できるシステムとして運用してきたところだが、令和 6 年度は、対象を拡大し、飲食店に限らず、本事業に参加を希望される事業者を対象とする。また、電子決済で利用された場合には、ポイントを付与するなど、キャッシュバックするシステムの運用を考えていると答弁がありました。また、委員

から、ココシルに限らず、本市でキャッシュレス化が進んでいないと思うが、課題をどう捉えているかと質疑があり、執行部から、関係団体からの聞き取りから、まず一つ目に、高齢者のスマートフォンの利用率が上がっていないこと。二つ目に、特に、小規模事業者は現金主義が多いことや、キャッシュレス化やクレジット化することで手数料が発生することなどから、システムの導入に踏み込めない状況にあるのではと分析しているところと答弁がありました。

次に、海運振興対策事業の企業版ふるさと納税による特別負担金 150 万円について、委員から、令和 6 年度の海運振興対策として、市内外へ向けた積極的な P R や出前講座の取組はと質疑があり、これに対し、執行部から、令和 5 年度に企業版ふるさと納税をいただいております、それを原資に、令和 6 年度は、海運業次世代人材育成推進協議会が主体となり、県内のショッピングモールなどに出向き、海運業の P R イベントを実施するなど、事業を展開してまいりたい。また、そのほかの活動としては、小学生への乗船体験を実施し、P R を行っていると答弁がありました。

次に、企業立地事業の建物貸付け収入、大道中の 103 万 8,000 円について、委員から、旧大道中を貸し付ける事業者の稼働状況はと質疑があり、これに対し、執行部から、昨年契約更新した時点で、先方からは稼働する方向と伺っているが、いまだ事業着手出来ていない状況。ただし、引き続き、今後も、大道中を利用して事業を行いたいとの意思表示を示されていると答弁がありました。

また、企業誘致連絡協議会を通じた企業情報の収集について、委員から、企業誘致連絡協議会を通じ様々な交流会に参加して情報収集を行われているが、本市の評価はどのようなものかと質疑があり、これに対し、執行部から、本市は、地理的条件が厳しい環境にあることなど、新たな企業誘致は困難だが、本協議会での情報交換を通じて、市の支援策など積極的な情報発信を行っている。なお、既存の会社においては、施設の増設、これに伴う新たな雇用の確保など、毎年少なからず実績が上がっている。今後も、引き続き、新たな企業誘致も含め、会社の増設等にも支援を行ってまいりたいと答弁がありました。

次に、アウトドア推進事業の姫戸白嶽森林公園ジップライン整備について、委員から、ジップラインを運営する場合、スタッフに免許や資格等は必要かと質疑があり、執行部から、ジップラインのインストラクター自体に、特段の免許は必要ないと答弁がありました。

また、委員から、ジップラインを整備することでの費用対効果はと質疑があり、執行部から、当初の計画では、大人 2,000 円、子供 1,000 円での料金設定をしていたが、5 年に 1 回の頻度でジップラインの架け替えを行う必要があり、その費用が約 1,000 万円かかる。そういった部分も含めたところで、現在、大人 3,000 円、子供 2,000 円で検討しているところ。なお、年間 1 万 500 人の来場者で黒字化になると見込んでいると答弁がありました。

次に、建設部所管について、空き家等対策事業の特定空き家等の行政代執行 726 万 7,000 円について、委員から、行政代執行の過去の実績はと質疑があり、執行部から、上天草市においては、これまで行政代執行の実績はないと答弁がありました。

また、委員から、何件の執行を予定しているのか。また、解体に要した費用は、後に所有者

に請求されると思うが、支払わなかった場合どうなるのかと質疑があり、執行部から、本年度は1件を見込んでいる。行政代執行法に基づき執行するものだが、執行後、額が決定し、その額を所有者へ請求する形となる。支払いがなかった場合は、国税法や関係法令をもとに強制徴収できることとなっており、不動産の差押え等を行った上で、競売等を行い、土地等があれば、解体費用として徴収する形となると答弁がありました。

次に、土木総務一般事務事業の上天草市工事発注者支援業務委託料 980 万円について、委員から、市で発注する事業の中で、職員が設計等を行う事業について、民間技術者から支援をいただく事業とのことだが、1週間のうち民間技術者が業務に当たる日数と、職員の対応はどのようになされているのかと質疑があり、執行部から、本業務は令和5年度から導入しているもので、月に10日程度業務を行っており、月曜日と金曜日に市役所へ来ていただき、職員と一緒に現地へ測量等に行き、今後の対策等を協議し、それ以外の3日間については、自分の事業所で業務を行っていただいているところと答弁がありました。

次に、舗装工事補助事業について、委員から、令和6年度に市道舗装工事を予定している8路線について、令和6年度中に補修工事を完了する箇所はと質疑があり、これに対し、執行部から、舗装工事補助事業については、国の交付金を活用して実施しているところ。しかしながら、国からの配分額が当初の見込額より少ない現状にあるため、事業箇所の調整等を行い、順当に交付金が配当された場合は、四郎丸海岸線の1か所が令和6年度中に工事完了するものと見込んでいると答弁がありました。

次に、健康福祉部所管についてですが、上天草市高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金について、委員から、車両購入、設備整備、運営費それぞれについて、1事業者を想定されているが、どのような形態で実施し、見守りを行う予定としているのかと質疑があり、執行部から、対象地域は、維和地区、牟田地区、大道地区の3地区を想定しており、家の前で定期的に移動販売を行うことにより、見守り活動を行うこととしていると答弁がありました。

また、委員から、高齢化社会の中で、当該事業については、必要性、重要性を感じているが、来年度以降の事業展開はと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和6年度は、モデル事業的に実施し、その後についても、地域のニーズを把握しながら積極的に取り組んでいくと答弁がありました。

次に、子ども食堂運営支援事業補助金について、委員から、どのような事業内容になっているのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、年に4回以上食堂運営を実施した団体について、運営支援として5万円を上限に補助金を交付する事業である。また、現在、大矢野地区、松島地区、姫戸地区で各1事業者が運営されていることから、3団体を見込んでいると答弁がありました。

次に、介護職員研修受講支援補助金について、委員から、補助金の上限が1人当たり6万円となっているが、実際の受講費用はどの程度になるのかと質疑があり、これに対し、執行部から、現在、上天草市社会福祉協議会の受講は5万5,000円となっているが、他の機関での受講も可能

であることから、上限を6万円と設定していると答弁がありました。

次に、教育部所管について、教員住宅解体工事について、委員から、湯島の教員住宅3軒の解体費用とあるが、解体後、教員住宅は必要数を確保できるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、14戸のうち老朽化の著しい3戸を解体し、残りの11戸で必要数を確保できると答弁がありました。

次に、会計年度任用職員図書館司書報酬について、委員から、図書館コンシェルジュや図書館司書補助を含め各図書館への配置はどのように考えているのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、大矢野図書館に司書3名、司書補助券運転手1名、コンシェルジュ1名、図書補助2名、中央図書館に司書3名、司書補助1名、姫戸図書館に司書2名、龍ヶ岳図書館に司書2名を採用予定としていると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案につきましては、委員会として可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、令和6年度上天草市国民健康保険特別会計事業予算について、特定検診受診率向上業務委託料について、委員から、令和5年度当初予算に計上されていたが、令和6年度に計上されていないが、その理由は。また、受診率向上に向けての具体的な取組はと質疑がありました。これに対し、執行部から、特定健診受診率向上業務委託料は、令和3年度から3か年実施し、今年度で終了する。また、受診率の向上については、40代の特定健診、腹部超音波検診、大腸がん検診の三つをセットにした検診の導入や、はがきによる年2回の受診勧奨に取組み、受診率向上に努めていくと答弁がありました。

このような審査を経まして、本案については、委員会として可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号、令和6年度上天草市診療所特別会計予算についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、令和6年度上天草市介護保険特別会計予算についてでございますが、地域支え合い活動立ち上げ事業補助金について、委員から、令和5年度当初予算と比較し、3分の1程度に減額されているが、具体的理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和元年度から現在までの実績を考慮し、令和6年度については、1団体を計上していると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案につきましては、委員会として可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号、令和6年度上天草市斎場特別会計予算でございますが、委員から、前年度と比較し、事業費が減額している理由は。また、火葬件数が増加しているようだが、対応に支障は出ないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和6年度から指定管理者制度の導入を予定しており、火葬収容料を指定管理者が収入として計上することになるため減額している。また、火葬件数の増加に伴う対応については、本市は3炉体制で行っており、利用者が希望された日に予約が埋まり、翌日の火葬となった事例もあると伺っているが、おおむね対応出

来ていると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案につきましては、委員会として可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号、令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算についてでございますが、委員から、10月にオープンした交流施設イコットの開館でミュージアムへの相乗効果は得られたのか。また、より効果を高めるための取組や工夫はと質疑があり、これに対し、執行部から、市内外からのイコットへの来館者は多く、同様にミュージアムへの入館者数は増えている。今後の取組としては、イコットの歴史資料館スペースに、以前、サンタマリア館から購入したキリシタン関連資料を展示するなど、社会教育課との連携による合同展示会の企画などを持ちかけたいと考えている。また、熊本大学と連携した企画展示業務についても、学生が企画や展示パネルの作成に携わるなど入館者数を増やす取組を行っている。なお、年2回程度、展示品の入替えを行っており、ストーリー性を意識した展示としていると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案につきましては、委員会として可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号、令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号、令和6年度上天草市電気事業特別会計予算及び議案第33号、令和6年度上天草市水道事業会計予算についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第34号、令和6年度上天草市下水道事業会計についてでございますが、委員から、加入促進の取組はと質疑があり、これに対し、執行部から、今年度開催した下水道運営審議会において、下水道未接続者に対し、加入促進を図っていくこととしており、未接続世帯の件数を調査した上で、戸別訪問を実施し、加入促進に努めてまいりたいと答弁がありました。

このような審査を経まして、本案につきましては、委員会として可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算についてでございますが、取得する資産について、委員から、全身用MRI装置購入の理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、既存のMRIは、耐用年数6年に対し、12年が経過しており、装置の保守サービスが令和6年度をもって終了するため、部品調達が困難になることが予想され、診療に支障をきたすことから、新たに購入するものと答弁がありました。

また、委員から、看護学校の収益について、定員に対して入学者が少ない。学校の運営を安定させるためにも、引き続き、入学者が増えるような対策を希望するとの意見がありました。

このような審査を経まして、本案につきましては、委員会として可決すべきものと決定しました。

以上で、予算決算常任委員長報告を終わります。

以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑は

ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） これで、質疑を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午前11時11分

---

再開 午前11時21分

○議長（桑原 千知君） 引き続き、会議を開きます。

これから予算決算常任委員会に付託いたしました案件について討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第18号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第14号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第19号、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第20号、令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第21号、令和5年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第22号、令和5年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第23号、令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第24号、令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第25号、令和6年度上天草市一般会計予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第26号、令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第27号、令和6年度上天草市診療所特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第28号、令和6年度上天草市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第29号、令和6年度上天草市斎場特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第30号、令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第31号、令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第32号、令和6年度上天草市電気事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第33号、令和6年度上天草市水道事業会計予算を採決いたしま

す。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第34号、令和6年度上天草市下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第35号、令和6年度上天草市上天草総合病院事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について【損害賠償額の決定について】

○議長（桑原 千知君） 日程第5、報告第2号を行います。

執行部から報告内容の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） よろしくお願ひいたします。

報告第2号、専決処分の報告について御説明いたします。

損害賠償額の決定について、地方自治法180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第2号、損害賠償額の決定につきましては、大矢野自然休養村管理センターの令和5年12月請求分の電話料金の支払い遅延に関し、令和6年2月22日に専決処分を行い、NTTファイナンス株式会社に対する損害賠償の額を決定したものでございます。この事案は、大矢野自然休養村管理センターに到達していた請求書の確認を失念したため、支払い期限まで事務処理が行われず、支払いの遅延を生じたものです。損害賠償の額は、議案書に記載のとおりでございます。今後、再発防止のため、適切な事務処理に努めるよう指導を徹底してまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、報告を終わります。

---

日程第 6 議会制度調査特別委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第 6、議会制度調査特別委員長報告。

令和 5 年 3 月市議会定例会において設置した議会制度調査特別委員会の調査研究の結果について、委員長から報告を求めます。

議会制度調査特別委員長。

○議会制度調査特別委員長（何川 雅彦君） よろしく申し上げます。

議会制度調査特別委員会において審議した案件について調査を完了しましたので、御報告申し上げます。

令和 5 年 3 月市議会定例会において、議会制度調査特別委員会設置に関する決議を議決いただいた後、これまで 4 回にわたり委員会を開催しました。その間、全議員を対象に、議会改革に係るアンケート調査を実施し、各議員の意向を調査するとともに、その結果を踏まえ、活発な議論を重ねてまいりました。本委員会の任務は、議員定数や議員報酬、政務活動費の在り方並びにその他議会改革に資する事項についての調査研究でありました。

まず、議員定数案についてでございますが、現状の 14 人で問題なく活動出来ていることや、人口減少に伴い、定数削減したほうがよいなどの意見から、現行 16 人から 14 人とする 2 人減の議員定数案として取りまとめました。

次に、議員報酬案については、今後の議員の成り手不足や、山積する地方自治体が抱える課題に対応するためにも、報酬引上げは、今後の環境づくりとして重要とし、現行の報酬額を月額 3 万円増額する案として取りまとめました。併せて報酬額は次の任期から適用すべきものと結論づけました。

なお、増額の根拠として、熊本県下人口 5 万人未満の市議会 7 市の月額報酬平均額約 34 万 3,000 円と、上天草市議会の現行報酬額 31 万 4,000 円の差額分約 3 万円が算定根拠となります。

次に、政務活動費については、調査研究をより充実したものとするためにも政務活動費の有効活用が求められるが、現在の実績に、返納金も出ている状況であることから、現状維持としました。

また、アンケートにより取りまとめたその他の議会改革については、今後、議会運営委員会や全員協議会で適宜審議していくこととなりました。なお、議員定数案及び議員報酬案の改定については、次期市議会議員選挙後から適用すべきものとしたところです。

以上が、本委員会での調査の経過並びに結果です。

本市議会では、平成 24 年の議会基本条例施行後、議会報告会の開催や、タブレット端末導入による ICT の推進など、あらゆる議会改革を推進してまいりました。今後も、全議員が一致団結して議会改革を推し進め、組織の活性化を図るとともに、喫緊の課題となっている有権者の議会への関心度の薄れや、議員の成り手不足の解決を目指していく努力をしていくことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、議会制度調査特別委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 1点ちょっと確認させてください。最後のほうで、議員定数案及び議員報酬案の改定については、次期市議会議員選挙後から適用するというございますので、次回の選挙のときには、定員は16ということになるのかどうか。そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 委員長。

○議会制度調査特別委員長（何川 雅彦君） 今後の流れとして、条例を改正しますよね。条例を改正して、次の来年4月の市議会議員の一般選挙は、定数14人になります。

○議長（桑原 千知君） 2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 次期選挙後ということで記載されてましたものですから、報酬、その定数自体も選挙後からなのかなと思ったものですから、今ちょっと確認させていただきました。

○議長（桑原 千知君） 委員長。

○議会制度調査特別委員長（何川 雅彦君） 申し訳ないです。次期市議会議員選挙からとすべきでした。失礼しました。

○議長（桑原 千知君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑がなければ、これで委員長報告を終わります。

---

#### 日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（桑原 千知君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

御手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

お疲れさまでございました。

閉会 午前11時46分